

# 新型コロナウイルスワクチン接種について

春開始接種期間：令和5年5月8日から8月31日まで

《追加接種》 ※初回（1、2回目）接種を終えている方（4歳以下は3回接種）  
 ※5月8日以降に追加接種を行った方は、対象外です。

65歳以上の方	接種対象	初回（1、2回目）接種を終えた、全ての方が対象です。
	予約方法	接種券が手元にある方は、国保診療所に申込みできます。 ※接種券が無い方は、役場保健福祉課にご相談ください。
	申込先	新冠町立国民健康保険診療所 TEL 47-2411（平日9:00~17:00）
5~64歳までの方	接種対象	初回（1、2回目）接種を終えた、基礎疾患のある方や医療機関、介護施設等で働いている方が対象です。※健康な方は対象外
	予約方法	接種を希望される方は、役場保健福祉課にご相談ください。
	申込先	役場保健福祉課 TEL 47-2113（平日8:30~17:15）
6か月~4歳までの方	初回（1~3回目）接種を終えた後の追加接種はありません。	

《初回接種》 ※未接種の場合でも、今からでもワクチンを接種可能です。  
 ※初回は2回接種となります。（4歳以下は3回接種）

12歳以上の方	接種対象	未接種の全ての方が対象です。
	予約方法	接種券が手元にある方は、国保診療所に申込みできます。 ※接種券が無い方は、役場保健福祉課にご相談ください。
	申込先	新冠町立国民健康保険診療所 TEL 47-2411（平日9:00~17:00）
6か月~11歳までの方	接種対象	未接種の全ての方が対象です。
	予約方法	接種を希望される方は、役場保健福祉課にご相談ください。
	申込先	役場保健福祉課 TEL 47-2113（平日8:30~17:15）

～ 接種券発行（再発行）やその他ワクチンに関するお問合せ ～

役場保健福祉課 TEL 47-2113（平日8:30~17:15）

《令和5年度秋開始接種について》

令和5年9月から、接種を希望されるすべての方が追加で1回の接種を行える予定です。  
 国において詳細な接種方法が定められましたら、改めてお知らせ致します。

## マスクの着用の考え方について

令和5年3月13日からマスクの着用は、「個人の判断」が基本となります。

ただし、感染を防いだり、周囲に感染を広げないために以下のような場合は注意しましょう。

- ・医療機関や高齢者施設を訪問するとき
- ・混雑したバスなどに乗車するとき
- ・高齢者の方や基礎疾患を有する方
- ・妊娠されている方

## コロナに感染したときの医療費等について

令和5年5月8日以降の外来医療費や入院医療費、検査費用は、他の疾病と同様に自己負担が発生します。

令和5年9月30日までは、次の費用が軽減されます。

- ・コロナ治療薬の薬剤費  
→ 無料 ※その他の処方薬は自己負担
- ・入院医療費（高額療養費制度の自己負担限度額）  
→ 原則2万円を減額した額が自己負担上限

## 《よくあるご質問》

Q～他のワクチンと同時に接種することは可能ですか？

A～国において、インフルエンザとコロナワクチンの同時接種は可能とされていますが、新冠町では同時接種を行っていません。それ以外のワクチンとコロナワクチンは同時に接種できず、2週間以上間隔をあけて接種することとなります。

Q～新型コロナにかかったことがあります、ワクチンを打ったほうがよいのでしょうか？

A～新型コロナに感染して得られた抗体は時間が経つと低下しますが、ワクチン接種により再び抗体が作られることで、新型コロナに感染しても症状が出にくくなる効果が期待できます。

## 新型コロナウイルス感染症に便乗した詐欺等に注意

次のような詐欺等が報告されています。少しでもおかしいと感じたら役場や警察にご相談ください。

- ・厚生労働省を名乗る男から「コロナ対策の助成金が下りる」等の電話があった。
- ・女性の声の自動音声ガイダンスが流れ、「新型コロナウイルスの流行で給付金があります。案内に従ってください。」等の内容の電話が一方的にあった。
- ・コロナ対策本部を名乗る男から「コロナ給付金10万円出ますので、職員が書類を持って伺います。お時間は何時がよろしいでしょうか？」等の電話があった。

## ~~~~~予防接種健康被害救済制度~~~~~

予防接種法に基づく予防接種を受けた方に健康被害が生じた場合、その健康被害が接種を受けたことによるものであると厚生労働大臣が認定したときは、市町村により給付が行われます。

予防接種を受けたときに住民登録をしていた市町村にご相談ください。

